

2024年5月31日 制定

第2回 TBS NEXT WRITERS CHALLENGE 2024 応募規約

※必ずお読みください

株式会社TBSテレビ及び株式会社TBSスパークル（以下併せて「当社ら」といいます。）は、TBS NEXT WRITERS CHALLENGE 2024（以下「本プロジェクト」といいます。）を実施するにあたり、当社らと応募者の権利義務等を定めるものとして、次のとおり応募規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

（本プロジェクトの目的）

第1条 本プロジェクトは、脚本家として世界で活躍することが見込まれる脚本家を発掘し、当社らとの連携及びライターズルームにおける取組みを通じて TBS ドラマの世界展開を図り、もって映像コンテンツ業界の発展に寄与することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 募集要項 当社らが2024年5月31日付で制定し、本プロジェクトの公式HP（<https://www.tbs.co.jp/tbsnextwriterschallenge/>）に掲出する募集要項をいいます。
- (2) 一次選考 当社らが募集要項に記載する日程及び要領により次号の応募者に対して実施する本プロジェクトの第1次選考をいいます。
- (3) 応募者 本プロジェクトに応募する者をいいます。なお、共同脚本の場合は、共同執筆者全員をいいます。
- (4) 応募作品 応募者が創作し、募集要項及び本規約の定めるところに従って応募したシナリオをいいます。
- (5) 二次選考 当社らが募集要項に記載する日程及び要領により一次選考を通過した応募者に対して実施する本プロジェクトの第2次選考をいいます。
- (6) 最終選考等 当社らが別途通知する日程及び要領により三次選考を通過した応募者に対して実施する本プロジェクトの最終選考をいいます。
- (7) 受賞作品 最終選考等を通過した応募作品をいいます。
- (8) 受賞者 受賞作品を応募した応募者をいいます。
- (9) ライターズルーム 当社らが本プロジェクトの目的を達成するために受賞者の養成、企画開発、脚本の共同執筆等を実施する会議体をいいます。
- (10) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条

第1項に定められるものをいいます。

(11) 個人情報保護方針 当社らが2024年5月31日付で制定し、本プロジェクトの公式HPに掲出する個人情報保護方針をいいます。

- 2 前項各号以外の用語の意義は、本規約で特に定めたものを除き、民法（明治29年法律第89号）、著作権法（昭和45年法律第48号）その他の法律の定めるところによるものとします。

（適用範囲）

第3条 本規約は、すべての応募者に適用されるものとし、すべての応募者は、本規約の内容を遵守するものとします。

- 2 本規約の規定と本規約外の本プロジェクトに関する説明等とが異なるときは、本規約の規定が優先して適用されるものとします。
- 3 当社らは、当社らの判断により、予告なく任意に本規約の内容を変更することができるものとします。この場合、応募者は、変更後の本規約の内容を遵守するものとします。
- 4 前項の規定による本規約の変更は、これを本プロジェクトの公式HPに掲示し、又は当社らが適当と認める方法により公表した時から効力を有するものとします。

（応募資格）

第4条 本プロジェクトに応募することができる者は、次の各号に掲げるすべての条件を満たす者に限られるものとします。

- (1) プロの脚本家を志す者
- (2) 世界の視聴者を魅了する脚本を創作する意欲を有する者
- (3) 本プロジェクトの目的に賛同し、何らの差し障りなくライターズルームに参加することができる者
- (4) 本規約の内容を理解し、遵守することができる者
- (5) 未成年者の場合は、当社らの求めに応じて所定の保護者同意書を当社らに提出することができる者
- (6) 日本国内に居住し、日本語でコミュニケーションを取ることができる者
- 2 未成年者は、保護者の同意（本規約及び個人情報保護方針の内容に関する同意を含みます。）を得たうえで本プロジェクトに応募するものとします。
- 3 共同脚本の場合、あらかじめその代表者（以下「代表者」といいます。）を定めることを応募の条件とします。
- 4 代表者は、共同執筆者全員の同意（本規約及び個人情報保護方針の内容に関する同意並びに未成年者が含まれるときはその保護者の同意を含みます。）を得たうえで本プロジェクトに応募するものとします。
- 5 共同脚本の場合、当社らは、代表者とのみ本プロジェクトに関する各種連絡を行

うものとしします。

- 6 共同脚本の場合、本規約に基づく応募者としての地位並びに応募者及び受賞者の権利義務は、共同執筆者全員に帰属するものとし、当社らは、共同執筆者間に生じた一切の紛争（費用の負担割合、賞金の分配方法等を含みますが、これらに限定されません。）につき何ら責任を負わないものとしします。

（募集期間等）

- 第5条 本プロジェクトの募集期間は、2024年9月1日0時00分から同年9月30日23時59分までとしします。
- 2 応募作品の選考は、本規約の定めるところに従って、2024年10月1日から2025年2月28日までの間に行われるものとしします。
 - 3 本プロジェクトは、当社らが別途公式HPにおいて掲示する時をもって終了するものとしします。

（応募方法）

- 第6条 応募者は、本規約の内容を確認し、そのすべてに同意したうえで、本プロジェクトの公式HPに掲出する方法により応募作品を応募するものとしします。郵送又は持参等による応募は、これを受け付けません。
- 2 当社らは、前項の応募が募集要項、本規約又は法令等に違反してなされたものであると認めるときは、何らの通知催告等を要することなく、いつでも同項の応募を取り消すことができるものとしします。この場合、当社らは、その取消しにより応募者に生じた損害を賠償する責めを負わないものとしします。
 - 3 応募作品の応募にかかる一切の費用は、応募者の負担としします。

（応募作品）

- 第7条 応募作品は、次の各号に定めるすべての条件を満たすものに限られるものとしします。
- (1) 応募者本人が創作したオリジナル作品であること。
 - (2) 第三者の著作物を無断で利用したものでないこと。
 - (3) 第三者を侮辱し、誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する内容でないこと。
 - (4) 第三者のプライバシーその他一切の権利を侵害するものではないこと。
 - (5) 前各号のほか、当社らが不適切であると認める内容でないこと。
- 2 応募者は、応募にあたっては、虚偽の情報を申告し、又は他人の文章等を盗用してはならないものとしします。
 - 3 応募者が当社らに申告した内容（氏名若しくは筆名又は題号等。）は各種媒体において公表される場合があるものとし、応募者は、あらかじめこれに同意するものとしします。
 - 4 応募が完了した応募作品は、理由の如何を問わず、一切返却されないものとしま

す。

(選考方法等)

第8条 当社は、本プロジェクトの目的に照らし、当社らが委託する審査員（以下「審査員」といいます。）の意見も聴取しつつ、合議により厳正に受賞作品を審査するものとします。

- 2 一次選考の対象は、第6条第1項の規定に従って応募され、かつ、前条第1項各号の条件に適合するものに限られるものとします。
- 3 二次選考、最終選考等の対象者は、それぞれ一次選考、二次選考の通過者に限られるものとします。各選考は、募集要項に定める日程及び要領又は別途当社らが通知する日程及び要領により実施されるものとします。
- 4 最終選考等に参加するために合理的に必要と認められる交通費及び宿泊費等は、原則として、すべて当社らが負担するものとします。
- 5 当社は、各選考の過程及び結果等に関する応募者、保護者又は第三者からの問い合わせには、一切これに応じないものとします。

(受賞作品の発表)

第9条 受賞作品の発表は、当社らが別途公表する方法により行われるものとします。

- 2 受賞者としての権利義務は、前項の発表の時をもって生じるものとします。
- 3 当社は、受賞者に対し、本プロジェクトの公式HP又は募集要項に定める賞金を授与するものとします。賞金は、当社らが指定する日までに当社らが指定する方法により受賞者に提供されるものとします。
- 4 受賞作品は、該当作品がない場合があるものとします。

(ライターズルーム)

第10条 当社は、募集要項に定める日程及び別途当社らが通知する要領によりライターズルームを設置し、運営するものとします。

- 2 受賞者は、当社らの求めに応じて、ライターズルームに参画するものとします。
- 3 受賞者は、ライターズルームへの参画が所属する学校、団体等の規則等に抵触し、又はそのおそれがある場合は、その所属先の下承を得たうえでライターズルームに参画するものとします。
- 4 受賞者が合理的な理由なくライターズルームに参画しないとき又は前項の下承を得られないときは、当該受賞者は、当社らの請求に基づき、直ちに前条第3項の規定により授与を受けた賞金を当社らに返還するものとします。

(著作権の取扱い)

第11条 応募作品及び受賞作品にかかる著作権は、応募者及び受賞者に留保されるものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、受賞者は、受賞作品（ライターズルームにおいて翻案されたものを含みます。）を映像化することについての第一優先権を当社らに付与するものとします。受賞者は、当社らの事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に受賞作品の映像化その他の利用を許諾してはならないものとします。
- 3 前項の規定は、当社らが受賞作品を映像化することを約すものと解釈してはならないものとします。

（禁止事項等）

第12条 応募者は、第6条第1項に定める応募の時をもって、本規約のすべての内容に同意したとみなされるものとします。

- 2 応募者及びその保護者（以下併せて「応募者ら」といいます。）は、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。
 - (1) 本プロジェクトの運営を妨害する行為又はそのおそれのある行為
 - (2) 本プロジェクトを利用した営業活動若しくは営利を目的とする行為又はその準備行為
 - (3) 本プロジェクトを利用した選挙活動又はこれに類する行為
 - (4) 本プロジェクトを利用した宗教勧誘に関する行為
 - (5) 犯罪若しくは犯罪に結びつく行為又はそのおそれのある行為
 - (6) 公序良俗に反する行為
 - (7) 当社ら又は第三者（審査員を含みます。以下本項において同じ。）の名誉又は信用を毀損する行為
 - (8) 虚偽の申告又は届出をなす行為
 - (9) 当社ら若しくは第三者の財産若しくは人格権等を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (10) 当社ら若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
 - (11) 募集要項又は本規約に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (12) 日本国内外の法律若しくは法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (13) 前各号のほか、当社らが不適切であると認める行為

（応募者の地位の喪失）

第13条 応募者らに前条第2項各号のいずれかに該当する行為があったと当社らが認めたときは、当該応募者らは、何らの通知催告等を要することなく、本プロジェクトの応募者としての地位を喪失し、本規約に基づく権利を失うものとします。

- 2 応募者が暴力団その他の反社会的勢力若しくはその構成員等に該当し、又は当該反社会的勢力の支配若しくは影響を受けていると当社らが認めたときは、当該応募者は、何らの通知催告等を要することなく、本プロジェクトの応募者としての

地位を喪失し、本規約に基づく権利を失うものとします。一定の期間にわたり連絡を取ることができなくなった場合及び本プロジェクトの目的に照らしてふさわしくない行動等があった場合（過去に当該行動等があったことが判明した場合を含みます。）についても、同様とします。

- 3 前二項の規定は、当社らの当該応募者らに対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

（受賞者の地位の喪失）

第14条 受賞者に第12条第2項各号のいずれかに該当する行為があったと当社らが認めるときは、当該受賞者は、何らの通知催告等を要することなく、本プロジェクトの受賞者としての地位を喪失し、本規約に基づく権利を失うものとします。

- 2 前条第2項の規定は、受賞者としての地位の喪失等について準用するものとします。
- 3 受賞者が前二項の規定により受賞者としての地位を喪失したときは、当該受賞者が賞金の授与を受ける権利は、自動的に消滅するものとします。この場合において、当該受賞者が賞金を受領済みのときは、当該受賞者は、当社らの請求に基づき、直ちにこれを当社らに返還し、又は当社らが被った損害を賠償する責めに任じるものとします。

（個人情報の取扱い）

第15条 応募者らの個人情報の取扱いについては、個人情報保護方針の定めるところによるものとします。

（停止又は中止）

第16条 当社らは、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当社らの判断により、予告なく本プロジェクトの全部若しくは一部を一時停止し、又は中止することができるものとします。

- (1) 天災地変（火災、地震、津波、竜巻、洪水、隕石、落雷、輸送機関又は通信回線の事故等を含みますが、これらに限定されません。）、悪疫流行、法令改正、行政措置、労働争議その他の当社らの責めに帰することのできない不可抗力の事由が生じたとき。
- (2) 本プロジェクトを実施するための設備、装置、システムの保守点検若しくは更新を定期的に又は緊急に行うとき。
- (3) 本プロジェクトを実施するためのシステムの拡張、メンテナンスその他当該システムを維持し、又は管理する目的でサーバ等の設備の全部又は一部を停止させるとき。
- (4) 前号のシステム上若しくはサーバ等の設備の維持管理上何らかの不具合又は障害が生じたとき。

- (5) その他本プロジェクトの運用上の理由又は不測の事態により、本プロジェクトの一時停止又は中止が必要であると当社らが判断したとき。

(免責事項)

- 第17条 応募者らは、当社らに申告した情報に変更が生じたときは、速やかにその旨を当社らに通知するものとします。この通知を怠ったことにより応募者らに生じた不利益及び損害については、当社らは、これを賠償する責めを負わないものとします。
- 2 当社らは、本プロジェクトの変更、停止、中止その他本プロジェクトへの参加に関連付随して応募者らに生じた不利益及び損害については、当社らに故意又は過失がある場合を除き、これを賠償する責めを負わないものとします。
- 3 当社らの債務不履行又は不法行為により応募者らに損害が生じた場合は、当社らに故意又は重過失がある場合を除き、当社らは、通常生ずべき損害（逸失利益その他特別の事情によって生じた損害を含みません。）の範囲内でこれを賠償する責任を負うものとします。

(損害賠償責任)

- 第18条 応募者らは、本プロジェクトへの参加に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任と費用負担によりこれを処理解決し、当社らに一切の迷惑損害を及ぼさないものとします。
- 2 応募者らが本規約に違反し、又は不正若しくは違法の行為によって当社らに損害を及ぼしたときは、当社らは、当該応募者らにその賠償を請求することができるものとし、当該応募者らは、これに応じるものとします。

(譲渡禁止特約)

- 第19条 応募者らは、当社らの事前の承諾を得ることなく、本規約に基づく権利義務並びに応募者又は受賞者としての地位を第三者に譲渡し、貸与し、再許諾し、承継させ、又は担保の用に供してはならないものとします。

(無効規定の分離)

- 第20条 本規約のいずれかの規定が日本国内外の法令等により無効とされた場合においても、その無効とされた規定（以下「無効規定」といいます。）は、本規約の残余の規定（以下「残余規定」といいます。）に一切影響しないものとします。この場合、無効規定は、残余規定の有効性を損なわず、又は無効にしないものとし、残余規定は、全面的に有効なものとして存続するものとします。

(使用言語、準拠法及び合意管轄)

- 第21条 本プロジェクトは、日本国内において日本語で実施されるものとします。

- 2 本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
- 3 本プロジェクト、募集要項又は本規約に関し、当社らと応募者らとの間で生じた一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所（本庁）又は東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、当該裁判所においてこれを解決するものとします。

（発効日）

第22条 本規約は、2024年5月31日より効力を生じるものとします。

以 上